



赤い羽根共同募金

歳末たすけあい地域福祉活動推進助成

- ふ だんの
- く らしを
- し あわせに

募 集 案 内



地域計画等で定める地域住民を対象とした交流事業及び地域の福祉・健康の増進につながる事業を実施することを目的とした行事に、赤い羽根共同募金をご活用ください

助成額

上限額は、令和3年2月1日の世帯数によって決定します。
詳細は募集要項



例えばこんな活動

- ・年末年始をより良く過ごすための福祉活動
- ・孤立することなく安心して暮らせるための福祉活動
- ・昔から伝わる行事、子どもから高齢者まで幅広い世代が集う地域行事

対象経費

行事にかかる経費
材料費・印刷費
使用料・消耗品など

申込み締切

令和3年
8月31日(火)



お気軽に
お問い合わせ
ください

〒515-0073 松阪市殿町 1563
社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
福祉のまちづくり課
電話 0598-30-5690

※各様式はこちらからダウンロード可能
<https://matsusakawel.com/download/>





赤い羽根共同募金

歳末たすけあい地域福祉活動推進助成 募集要項

この助成事業の財源は、皆さんからお寄せいただく赤い羽根共同募金です。

1. 目的

地域計画等で定める地域住民を対象とした交流事業及び地域の福祉・健康の増進につながる事業を実施することを目的とした行事に対して、活動費の一部を助成します。

赤い羽根共同募金は助成事業を通じ、各地域の福祉活動を応援します。

2. 対象団体

各住民自治協議会または地区福社会のいずれかで小学校区単位で事業を実施する団体とする。

3. 助成対象期間

令和3年12月1日～令和4年1月31日

4. 審査基準

- (1) 地域計画又は総会計画に盛り込まれている内容であること。
- (2) 活動に必要な経費に自己資金を助成額の1割以上充てていること。
- (3) 助成の対象となる事業の目的や助成金の使途が適切であること。

5. 助成対象経費

- (1) 地域計画等で定める地域住民を対象とした交流事業及び地域の福祉・健康の増進につながる事業を実施することを目的とした活動にかかる経費のうち、消耗品、材料費、印刷製本費（チラシや資料の印刷費）、通信運搬費（郵送代）、保険料、賃借料（会場使用料）等とする。
- (2) 歳末たすけあい配分事業は、歳末期の主旨に基づいた飲食代・旅費・入場料・個人給付を対象とする。

6. 助成額

上限額は、3,000世帯未満（50,000円）、3,000世帯以上（75,000円）

※ただし、共同募金助成事業予算の範囲内で助成額を調整する場合がある。

7. 助成金の申請

提出書類に必要事項を記載し、持参又は郵送等にて提出する。

(1) 提出書類

- ・赤い羽根共同募金助成金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）

8. 申請締切日

令和3年8月31日（火）

9. 助成金の決定

松阪市社会福祉協議会において募集要項に基づき審査し助成額を決定する。

決定通知は、請求書式とともに申請団体に送付する。

10. 助成金の請求

交付申請者は以下の必要書類を記入のうえ、助成金を請求する。

(1) 提出書類

- ・請求書（様式第3号）
- ・通帳の写し（振込先の口座番号と名義が記載されているページ）

(2) 請求書提出締切日

令和3年10月22日（金）

11. 助成金の報告

活動が完了した日から1か月以内に提出書類に必要事項を記載及び添付し提出する。

(1) 提出書類

- ・赤い羽根共同募金助成金実施報告書（様式第4号）
- ・添付書類
- ・領収書、レシート等支払い内容が確認できるもの
- ・ありがとうメッセージ

12. 助成金の返還及び行事内容の変更

(1) 事業計画の変更が生じる場合は、活動実施前に変更届出書（様式第6号）を提出し再度選考を受けなければならない。

(2) 助成を受けた団体が、災害その他特別な事由による場合を除き、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、返還届出書（様式第7号）とともに助成金の全額または一部を返還しなければならない。

- ・助成決定された行事を実施しない、または実施する意思が認められないとき。
- ・助成決定され行事を中止し、完了する見込みがないとき。
- ・助成金を助成決定された事業計画以外に使用したとき。

13. 提出先

松阪市社会福祉協議会 お住い近くの支所へお届けください。

じぶんの町を良くするしくみ。



“赤い羽根共同募金”を財源とした助成金は、助成要綱において対象となる事業や使い道について定められています。

助成要綱をもとに事業ごとに助成要項を定め年度ごとに募集を行います。まずは、申請をされる助成金の募集要項や募集案内をご確認ください。

“赤い羽根共同募金”は、地域の皆さまからお寄せいただいた募金です。募金の趣旨をご理解いただき、日々の福祉活動にお役立てください。

募金運動の推進期間 10月～3月

地域の福祉活動を応援するために、助成を受ける団体の皆さまにもご協力をお願いしています。

愛ちゃん
赤い羽根共同募金
ってどんな募金？

身近な福祉活動に
役立てられている
募金だよ
あかねちゃん

松阪共募キャラ
あかねちゃん

共募キャラ
愛ちゃん

例えば、助成を受ける活動に赤い羽根共同募金の助成を受けていることを当日のあいさつやチラシ等で皆さまにお知らせください。のぼり旗の貸出やチラシ等に入れるためのロゴマークのお渡しをしています。



松阪社協キャラ 福っきー

助成金の報告時には『ありがとうメッセージ』の提出をお願いします。赤い羽根共同募金がどのように活用されているのかをより多くの方に知っていただくことが大切と考え『ありがとうメッセージ』は、社協だよりやホームページ、Facebook など広報に使用させていただきます。



申請手順

助成金のご案内 7月上旬

申請書の提出 8月31日(火)



ちえっく

- 助成金交付申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第2号)
- 記入漏れはありませんか？
- 対象外経費はありませんか？

助成決定通知 9月下旬

請求書の提出 10月22日(金)



ちえっく

- 請求書(様式第3号)
- 金額はありますか？
- 通帳コピーの添付はありますか？

助成金の送金 11月中旬

※振り込確認を

報告書の提出
事業終了後速やかに



ちえっく

- 実施報告書(様式第4号)
- 添付書類
- 領収書(レシートも可)には内訳が記載されていますか？
- 申請時の計画と変更になっていませんか？※変更がある場合、変更申請書(様式第6号)を提出してください。
- ありがとうメッセージは添付されていますか？